

岩手県告示第18号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成30年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 下円子
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から23号までを順次結んだ線及び標柱1号と23号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱24号から37号までを順次結んだ線及び標柱24号と37号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
軽米町	円子第4地割	下村	134番	標柱1号
			140番1	標柱2号及び3号
			2番7	標柱4号から6号まで、9号から11号まで、24号、25号及び28号から30号まで
				標柱7号
			2番119号	標柱8号
			152番2地先道路敷	標柱12号
			100番2	標柱13号及び14号
			100番2地先道路敷	標柱16号
			100番地先道路敷	標柱17号
			100番	標柱18号
			142番地先道路敷	標柱19号から21号まで
			142番	標柱22号及び23号
			139番	標柱26号及び27号
			152番2	標柱31号
			2番7地先道路敷	標柱32号及び35号から37号まで
			154番2	標柱15号
			円子第2地割	辻長根
		126番1地先道路敷		